



# うっかり知ったら、漏らしたら厳罰に… それが秘密保護法です

## 1

なにが秘密…？  
それはヒミツ…！

「特定秘密」として①防衛、②外交、③「特定有害行為」の防止、④「テロリズム」の防止を掲げています。が、「秘密の範囲」はあいまい。「安全保障に関わる」と言えば、何でも秘密にされてしまいます。

## 3

公務員も国民も国会議員も  
秘密に触れたら重罰に

公務員はもちろん民間業者が情報を漏らした場合、最高懲役10年以下で処罰されます。省庁間のやり取りで「特定秘密」を知った人も5年以下の懲役に。国会議員の国政調査権にも制限が加えられます。

## 2

行政の「長」が  
勝手に秘密指定

「秘密」指定をする人たちは、首相や外相、防衛省、警察庁長官などの行政の「長」。彼らの思惑一つで、勝手な判断で秘密の範囲は限りなく広げられ、歯止めはありません。しかも更新可能です。

## 4

「知る権利」「報道の自由」は  
絵に描いた餅

たとえ条文に「知る権利」「報道の自由」が盛り込まれても、それは「配慮」されるだけで、「保障」されるわけではありません。正当な取材さえ処罰されかねないあいまいさを残しています。

2013年10月13日、東京・日比谷でおこなわれた「原発ゼロ☆統一行動」。秘密保護法が制定されると、自由な主張や自由な表現が規制され、弾圧される恐れが…。

「わが国の安全保障に関わる」といえば、あなたが知りたい原発も TPP もみんな「特定秘密」に…